

★機械設備の導入予定はありますか？「先端設備等導入計画」で税制優遇！

～固定資産税の軽減措置を受けるため、設備取得をする前に必要な事とは？～

◆はじめに ～先端設備等導入計画って何？～

中小企業・小規模事業者の皆さまが、新規の設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画で、認定を受けた場合には、生産性向上特別措置法に基づいて税制支援（固定資産税の軽減）などの支援措置を受けることができる制度です。

◆税制支援では、どんなメリットがあるの？

「**新規**」に取得した設備に係る固定資産税の課税標準が、市町村が定めた割合に応じて、**3年間にわたってゼロ～1/2の間で軽減**されます。なお、設備取得をする前に、必ず、工業会からの証明書を取得し、先端設備等導入計画の認定を受けている必要がありますので、「設備の取得」と「計画の認定」の順番にご注意下さい！

◆固定資産税の特例について

＜対象者＞

資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く）が対象です。

＜その他＞

- ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること。
- ・中古資産でないこと。

＜特例措置＞

固定資産税の課税標準を3年間ゼロ～1/2に軽減。
（令和5年3月31日までに取得したもの）



＜対象設備＞

生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する、以下①～⑤の設備、⑥の事業用家屋

【減価償却資産の種類ごとの要件（最低取得価格/販売開始時期）】

- ①機械装置（160万円以上/10年以内）
- ②測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内）
- ③器具備品（30万円以上/6年以内）
- ④建物附属設備（60万円以上/14年以内）
- ⑤構築物（120万円以上/14年以内）
- ⑥事業用家屋



（取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの）

◆先端設備等導入計画の認定に必要な要件は、何があるの？

＜計画期間＞

3年間、4年間又は5年間

＜労働生産性＞

計画において、基準年度比で労働生産性が年平均3%以上向上すること

＜先端設備等の種類＞

労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備

【減価償却資産の種類】

機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア、事業用家屋、構築物

◆先端設備等導入計画の認定に向けた、押さえておく3点

①スケジュールに注意！

固定資産税の特例を受けるためには必ず設備取得をする前に、工業会からの証明書を取得し、先端設備等導入計画の認定を受ける必要があります。

既に取得した設備を対象とする計画は認定されませんので、ご注意下さい。

②自治体によって違う！

市区町村によって、認定の対象になっていない業種があったり、対象となる設備も異なる場合があります。

また、固定資産税の軽減ができる割合や申請時の必要書類（添付書類）も市区町村で異なりますので、事前に市区町村の担当部署にご確認下さい。

③期間が残りわずか！

特例措置の期限は令和5年3月31日までとなっています。早期の確認と申請を検討なさって下さい！

◆申請までの3ステップを確認！

<STEP1>

設備メーカーから工業会の証明書入手

➡メーカーに『税制優遇を受けるために「工業会からの証明書」を準備して欲しい』

とお問合せを頂くとスムーズです。

<STEP2>

経営革新等支援機関と先端設備等導入計画を作成

➡計画の作成では経営革新等支援機関（＝認定支援機関）による『確認書』の添付が必要となります。



<STEP3>

市区町村へ計画書を提出

➡市区町村によって必要書類（添付書類）が異なりますので、事前にご確認下さい。

◆さいごに ～設備導入の可能性があったら、まずはご確認を！～

今月のWAVEでは「固定資産税の特例（軽減措置）」についてご案内をしました。このほかにも工業会からの証明書の発行が可能な設備を導入した場合、「即時償却や税額控除」などの優遇税制を受けることも可能になります。

ただし、いずれの優遇税制のケースも、計画書の認定を受けた後に設備の取得をしている必要があります。ちょっとしたタイミングのズレで節税の機会を逃してしまいますので、機械や設備を導入する可能性があったら（事業構想ができたら）、まずはリタネッツまでお気軽にお問い合わせ下さい。

その時点で活用可能な優遇税制をお調べし、ご案内いたしますし、設備の取得時期が迫っていて、計画書の作成がお急ぎで必要な場合は、認定支援機関と共に計画書の作成フォローもいたします！

なお、要件の詳細は中小企業庁のHPでも確認頂けます。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>



★リタネッツ“秋のセミナー祭り”★

10月、11月は「秋のセミナー祭り」と題して最近、社長の周りで話題のトピックスを取り上げた無料セミナーを開催します！今回のトピックスは…

貴社のバックオフィス業務の合理化につながる「改正電子帳簿保存法」

金融機関が積極的に提案する「事業継続のための事業承継・M&A」

の2点です。詳細が決まりましたら、WAVEでご案内いたします。経営トピックスは、リタネッツで情報収集して下さい！